

Honda 自動車保険あんしんプラン あんしん特典 約款

第1条（本規約の適用範囲）

この約款（以下「本約款」といいます）は、本田技研工業株式会社（以下「Honda」といいます）の四輪自動車の販売会社であるHonda Cars各社及び株式会社ホンダユーテック（以下「Honda販売」といいます）が提供する第4条（本サービスの種類及び内容）所定の特典サービスを利用する際に適用されます。

第2条（本サービスの定義）

1. あんしん特典（以下「本サービス」といいます）とは加入者証記載のHonda販売において、Hondaが指定する自動車保険（ノンフリート契約のみを対象とし、以下「対象自動車保険」といいます）に加入されたお客様（以下「加入者」といいます）に対して、提供される第4条所定の特典サービスをいいます。
2. 対象自動車保険の保険期間が1年未満の場合は、本サービスに加入することができません。

第3条（本サービスの対象車種）

本サービスの対象となる四輪自動車（以下「対象自動車」といいます）は、次の各号のいずれかの用途車種区分に該当する対象自動車保険の被保険自動車とします。ただし、第4条所定の「Honda車新車特別補償」については、Honda又はHondaが指定する者が製造または販売し、Hondaが日本国内向けに供給するHonda商標を付した四輪自動車（以下「Honda車」といいます）の新車のみを対象自動車とします。

- (1) 自家用普通乗用車
- (2) 自家用小型乗用車
- (3) 自家用軽四輪乗用車
- (4) 自家用軽四輪貨物車
- (5) 自家用小型貨物車
- (6) 自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン以下)
- (7) 自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下)
- (8) 特種用途自動車(キャンピング車)

第4条（本サービスの種類及び内容）

1. 本サービスの種類は、次の各号の通りとし、Honda販売は、第5条所定の本サービス対象期間中に、日本国内において偶発的な事故又は人為的に第三者によってなされた損傷（以下総称して「事故等」といいます）により、対象自動車に生じた当該各号のいずれかの損害に対して本サービスを提供します。

(1) 基本補償

①窓ガラス単独の損害

(2) Honda車新車特別補償

① ドアミラー（*）単独の損害

（*）ドアミラー：フロントドアに装備されているHonda純正のサイドミラー又はデジタルサイドミラーに限ります。

② 落書き損害

落書きとは、コイン、釘、ペンキ、スプレー等で人為的に書かれた、又は描かれたものをいい、擦り傷や凹みその他物との接触や走行中に発生したと判断されるものは対象外となります。

③バンパー（*）単独の損害

（*）バンパー：自動車の前端及び後端に取り付けられている緩衝装置及びその一体の構造部品をいい、純正部品又は純正用品に限ります。

④ [プレミアム補償]フロントガラス単独の損害

2. Honda車新車特別補償の対象となる新車は対象自動車の自動車検査証上の初度登録年月から、3年経過応当月の末日午後12時までの対象自動車をいいます。

ただし、Honda車新車特別補償[プレミアム補償]は、対象自動車の自動車検査証上の初度登録年月から、6年経過応当月の末日午後12時までの対象自動車であつ「フロントガラス内にある検知装置にて衝突を回避・軽減する装置」が搭載されている対象自動車に限ります。

3. 加入者が事故等により損害を被った対象自動車の修理をHonda販社に依頼し、かつ、Honda販社所定の特典利用依頼書（以下「特典利用依頼書」といいます）をHonda販社に提出した場合に、加入者は、対象自動車に関して1,000円のご負担で、修理工賃及び交換部品代金合わせて30,000円（消費税等相当額を含みます）分までの修理を受けることができます。修理にかかる代金が30,000円を超える場合は、30,000円を超えた部分の修理代金は、加入者負担となります。

ただし、Honda車新車特別補償[プレミアム補償]に限り、修理工賃及び交換部品代金合わせて100,000円（消費税等相当額を含みます）分までの修理を受けることができます。修理にかかる代金が100,000円を超える場合は、100,000円を超えた部分の修理代金は、加入者負担となります。

4. 対象自動車保険の車両保険を請求される場合には、損害額から当該車両保険金を控除した額（但し30,000円（消費税含む）を上限とします）に対して、本サービスを提供します。

5. 第三者からの損害賠償金やその他の回収金がある場合には、損害額から当該回収金の額を控除した額（但し30,000円（消費税含む）を上限とします）に対して、本サービスを提供します。

6. 本サービスの提供は、対象自動車の修理にて実施し、加入者に対する金銭の交付は行いません。

第5条（本サービスの対象期間）

1. 本サービスの対象期間は、対象自動車保険の保険開始日から保険満了日までとします。対象自動車保険の契約期間中に契約が解約および解除となった場合は証券記載の満期日までを本サービスの対象期間とします。ただし、長期契約の場合は翌保険始期応当日までとします。
2. Honda 車新車特別補償「バンパー単独の損害」は2024年4月1日以降に発生した事故等により損害を被った場合に限りです。
3. 次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスを受けることはできません。
 - (1) 対象自動車保険の保険期間が満了し、更新いただけなかった場合
 - (2) 対象自動車が日本国外に持ち出された場合
 - (3) 対象自動車保険が保険開始日（長期契約2年度目以降は始期応答日）付で解約および解除となった場合

第6条（本サービスの提供回数）

1. 本サービスの提供は、対象自動車保険の保険開始日から保険年度1年間につき1回の事故等に限るものとし、複数回の事故等による損傷をまとめて修理する場合でも1回の事故等による損傷のみが本サービスの提供対象となります。
2. 基本補償の「窓ガラス単独の損害」、Honda車新車特別補償の「ドアミラー単独の損害」「落書き損害」「バンパー単独の損害」「[プレミアム補償]フロントガラス単独の損害」は、保険年度1年間につきいずれか1種類のみご利用いただけます。

第7条（本サービスを行わない場合）

1. 次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの対象期間中であっても、本サービスの提供を受けることはできません。
 - (1) Honda販社以外に修理を依頼した場合
 - (2) 特典利用依頼書、その他Honda販社が提出を求める資料の提出がない場合
 - (3) 加入者からご提出頂く書類等に不実の記載がある場合
 - (4) 特典利用依頼書に所定事項の記載がない場合
 - (5) 事故等が発生した日から30日を経過した後に、Honda販社への事故等の通知がなされた場合
 - (6) 直接又は間接を問わず、次の事由によって対象自動車が損傷した場合
 - ① 加入者又は加入者の許可を得て対象自動車を運転した者の故意
 - ② 地震もしくは噴火又は津波その他の天災地変

- ③ 核燃料物質(使用済核燃料を含みます。以下同様とします)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用又はこれらの特性に起因する事故
 - ④ 戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱・その他類似の事変又は暴動(群集又は多数の者の集団行動によって全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます)
 - ⑤ 差押え、収用、没収、破壊など国又は公共団体の公権力の行使
 - ⑥ 詐欺又は横領
 - ⑦ 取扱説明書等に示す方法と異なる使用、不適切な保管、使用の限度を超える過酷な使用(レース・ラリー等による過酷な走行、エンジンの過回転、過積載等)
2. 次の各号のいずれかに該当する損傷に対しては、本サービスの提供を受けることはできません。
- ① 対象自動車保険を更新いただいた場合であっても、保険満了日と更新期間の保険開始日が異なる場合の、当該保険満了日から当該更新契約の保険開始日までの間に生じた損傷
 - ② 対象自動車に存在する欠陥、摩滅、腐しよく、錆、その他の自然の消耗
 - ③ 故障(偶然かつ外来の事故に直接起因しない電氣的又は機械的損傷をいいます)
 - ④ タイヤ(ホイール・チューブを含みます)に生じた損傷。ただし、対象自動車の他の部分と同時に損傷した場合又は盗難によって損傷した場合を除きます。
 - ⑤ 法令により定められた運転資格を持たない、又は酒酔い・酒気帯びもしくは麻薬・大麻・アヘン・覚醒剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で対象自動車を運転している場合に生じた損傷。ただし、対象自動車につき、正当な権利のない者が運転していた場合を除きます。
 - ⑥ 対象自動車に法令等により禁止されているにもかかわらず定着又は装着されている物に生じた損傷及び当該物に起因して生じた損傷

第8条 (重複利用の禁止)

- ①本サービス対象の事故等に対し、対象自動車保険の車両保険を使用する場合、又は第三者から損害賠償を受ける場合は本サービスの提供を受けることはできません。
- ②ただし、第4条3項に定めるサービス限度額に重複しない限りにおいて、同条項に従いサービスを受けることができます。

第9条 (本約款の変更)

1. Honda社は以下の場合に、Honda社の裁量により、本約款を変更することができます。

- ① 本約款の変更が、加入者の一般の利益に適合するとき。

② 本約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2. Honda社は前項による本約款の変更にあたり、変更後の本約款の効力発生日の1か月前までに、本約款を変更する旨及び変更後の本約款の内容とその効力発生日を (URL : <https://www.honda.co.jp/insurance/>) に掲示します。

3. 変更後の本約款の効力発生日以降に加入者が本サービスを利用したときは、加入者は、本約款の変更に同意したものとみなします。本サービスをご利用の際には、随時、最新の本約款をご参照ください。

第10条（個人情報の取扱）

Honda社は、本サービスに関する加入者の氏名、対象自動車保険に係る保険証券番号及び対象自動車に関する情報その他の個人情報（以下「個人情報」といいます）を、本サービスの引受判断、本サービスの履行の目的で利用し、当該目的に必要な範囲で、書面又は電子媒体により、本サービスの提供に係る損害保険会社、株式会社ホンダファイナンス及びHondaに第三者提供します。業務委託先に個人情報を預託する場合は、個人情報を保護するための措置を講じたくえ預託します。

個人情報の開示、訂正又は削除その他のお問合せに関しましては、本サービスに加入いただいたHonda社までご連絡をお願いいたします。尚、お問合せに係る書面及び電話等の内容につきましては記録させていただく場合があります。

本約款は2024年4月1日から発効します。